

介護サービス事業者の指定申請手数料（新規・更新）について

神戸市では、平成24年4月2日受理分から

介護サービス事業所・施設、地域密着型サービス事業所・施設の
新規指定・指定更新申請に手数料が必要となります。

1. 手数料の概要等

地域主権戦略大綱（平成22年6月閣議決定）等により、介護保険サービス事業者に対する指定・指導監督権限が都道府県から政令市・中核市への移譲されることとなったため、神戸市においても、市内の介護サービス事業者の指定（開設許可、各種届出の受理等を含みます）については、平成24年4月から、従来の兵庫県神戸県民局に替わり、神戸市が行うこととなります（地域密着型サービスについての指定も、引き続き神戸市が実施します）。

これに伴い、平成24年4月2日以降、新しく介護サービス事業所・施設の指定を受けようとする場合、または、既に受けている指定を更新しようとする場合等に、神戸市に対して提出される申請には、条例に基づき手数料を納付していただくこととなります（地域密着型サービスを含みます）。

2. 手数料の額（案・現在開会中の神戸市会での条例案の審議を経て決定されます）

事業の種類		新規指定	指定更新	変更
兵庫県から移譲を受けるサービス	居宅サービス(訪問介護, ショートステイ, 有料老人ホーム等)	1サービスにつき 20,000円	1サービスにつき 10,000円	特定施設入居者生活介護の利用定員増加に伴うもの 10,000円
	居宅介護支援(ケアマネジャー)	20,000円	10,000円	—
	介護予防サービス(予防訪問介護, 予防ショートステイ等)	1サービスにつき 14,000円	1サービスにつき 7,000円	—
	介護老人福祉施設(特養)	30,000円	15,000円	—
	介護老人保健施設	63,000円	15,000円	構造設備の変更を伴うもの 33,000円
	介護療養型医療施設	—	15,000円	—
地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設(特養)を除く)		1サービスにつき 20,000円	1サービスにつき 10,000円	—
地域密着型介護老人福祉施設(特養)		30,000円	15,000円	—
地域密着型介護予防サービス		1サービスにつき 14,000円	1サービスにつき 7,000円	—

3. 納付等について

(1) 手数料は神戸市収入証紙を所定の用紙に貼り付け、申請書とともに提出する形で納付していただきます。(申請書等は神戸ケアネットをご参照ください。URLは下記のとおりです。)

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/support/carenet/kiteiyoushiki/index.html>

(2) 現在、4月2日以降の申請等について、事前相談を行っています。詳細は、直接お問い合わせください。(神戸市保健福祉局高齢福祉課 TEL:078-322-6326)

(3) 審査の結果、新規指定・指定更新等がされない場合がありますが、その場合でも手数料は返還いたしません。

(4) 指定申請手続きを必要としない「みなし指定」については、手数料の納付は必要ありません。